

報告者自己紹介



Toshihiro Chishiki
知 識 利 紘

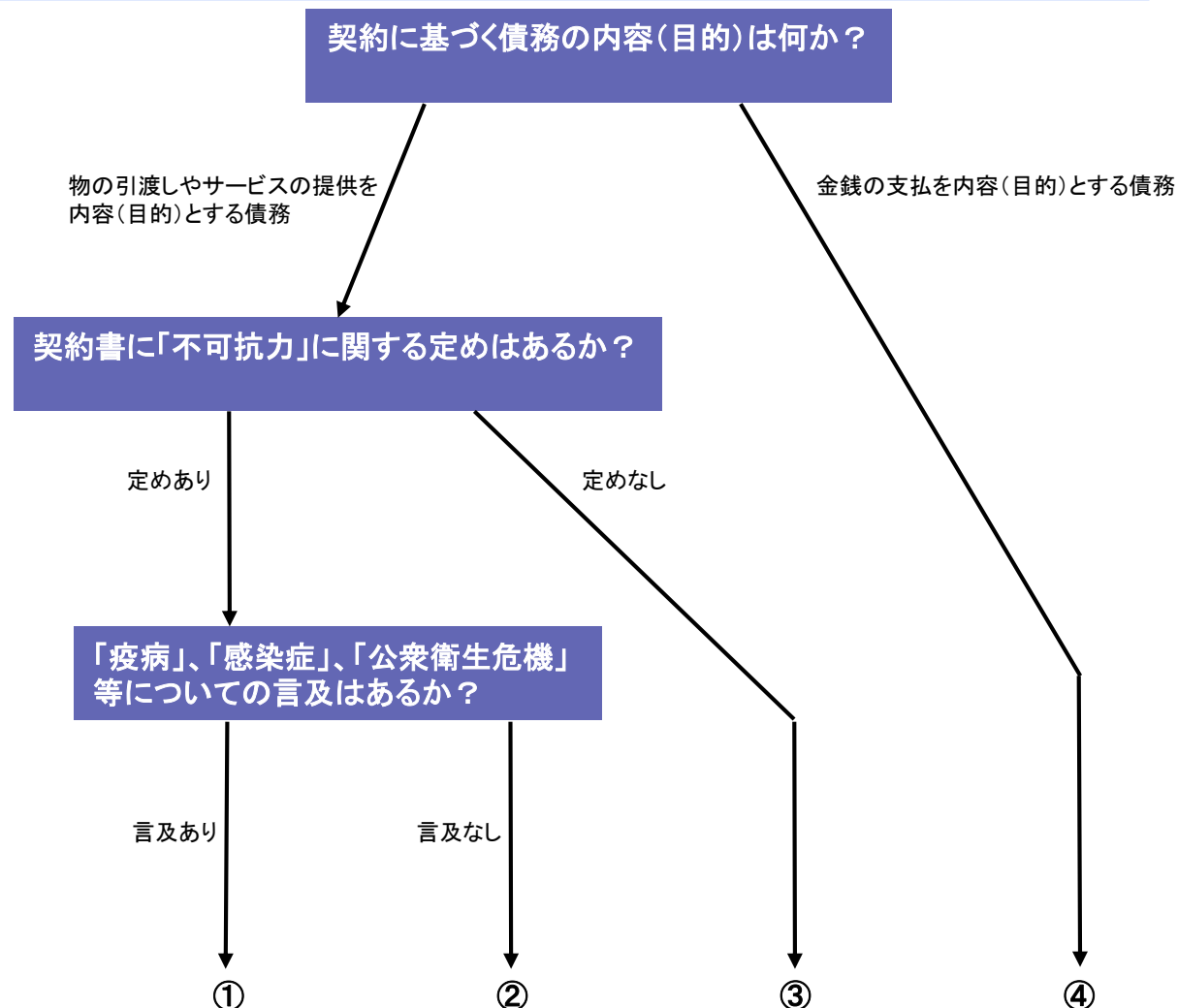
Toshihiro Chishiki is an Associate in the Osaka office of Kitahama Partners. He joined Kitahama Partners in July 2013 and advises financial institutions on complex financial transactions, including the securitization of assets and syndicate loans. In addition, Mr. Chishiki has handled a large number of M&A transactions, including both international and domestic transactions. Mr. Chishiki has also worked as a financial advisor in Singapore to help Japanese enterprises expand their businesses overseas, and has extensive M&A experience in Southeast Asia, including Indonesia, Malaysia, and Vietnam.

- Admitted
Japan, 2010
- Education
UCLA School of Law (LL.M.), 2018
Kyoto University Law School (J.D.), 2009
The University of Tokyo (LL.B.), 2007
- Other Professional Experience
2018-2019: MUFG Bank, Ltd., Singapore Branch
2011-2013: Nishimura & Asahi
- URL
<https://www.kitahama.or.jp/english/professionals/toshihiro-chishiki/>
- Email
TChishiki@kitahama.or.jp

「不可抗力」を理由とする履行拒絶 (1)

検討の視点

- 新型コロナウイルスのまん延が、契約に基づく債務の履行拒絶を正当化するかを検討するに当たっての視点をまとめています。
- 新型コロナウイルスのまん延を理由とする履行拒絶が正当化されるかを検討するに当たっては、①契約に基づく債務の内容と②契約書の規定に着目する必要があります。



「不可抗力」を理由とする履行拒絶 (2)

各類型の考え方

- 各類型における基本的な考え方をまとめています。

各類型の基本的な考え方

- ① 債務の履行が困難な状況(e.g., 商品の供給に必要な部材が調達できない、現地に人員を送ることができない)が止むまでの間、履行拒絶が正当化される場合がある。ただし、その効果は、
 - 債務者は、一定期間の履行遅滞に基づく損害賠償義務が免責される。
 - 債権者(相手方)は、一定期間の履行遅滞があっても解除を解除できない。
 にとどまることが多いと考えられる。
 したがって、債務の履行が困難な状況が止んだ場合、債務者は、速やかに本来の債務を履行する必要があり、これを怠れば、損害賠償義務を負ったり、契約を解除されたりするおそれがある。
 また、債務の履行が困難な状況を事後的に立証するために、
 - どのような事情で債務の履行が困難になったのか。
 - そのような事情はいつから生じて、いつ解消したのか。
 を記録化し、必要に応じて債権者(相手方)とも共有しておく等の工夫が求められる。
- ② 契約書に、類似の事情やキャッチ・オール条項が規定されていないかを確認する。規定があれば、①と同様に考えることができる。規定がなければ、不可抗力による免責が例外的な事象であることを踏まえると、原則として③と同様に処理する必要があると考えられる。
- ③ 原則として、不可抗力を理由とする免責は認められないと考えられる。ただし、「事情変更の法理」が適用される余地はある。また、帰責事由がないことを主張・立証して、責任を免れることも考えられる。
- ④ 民法419条3項が適用されるため、原則として、免責の余地はないと考えられる。ただし、JSLAのひな型のように、金銭債務の不可抗力免責について手当している例もある。

「不可抗力」を理由とする履行拒絶 (3)

改正民法との関係

- 2020年(令和2年)4月1日から施行された改正民法(債権法改正)が適用される場合の留意点をまとめています。
- ただし、当事者間の既存の契約規定が原則として民法の規定に優先して適用されるため、改正民法の規定がそのまま適用される場面は少ないと考えられます。

改正民法が適用される場合の考え方

➤ 債務不履行に基づいて損害賠償を請求する場合

「債務者の責めに帰することができない事由」(帰責事由)がある場合、債務者は損害賠償責任を免れることができる(改正民法415条1項但書)。債務者は、「帰責事由がないこと」の中身として、新型コロナウイルスのまん延とそれに基づく債務の履行が困難な状況を主張・立証することになる(類型③ご参照)。

⇔ 一般に、既存の契約においても損害賠償に当たって債務者の帰責事由を必要とする例が多く、改正民法が適用されても具体的な結論に差は生じないと考えられる。

➤ 債務不履行に基づいて契約を解除する場合

契約の解除に当たって帰責事由は必要とされていないので、債権者(相手方)は原則として契約を解除できる(民法541条、542条)。ただし、「相当の期間」を経過したか、「相当の期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である」といった要件の検討を通じ、適切な利益衡量が図られる余地がある。

⇔ 既存の契約では債務不履行に基づく解除の場合に債務者の帰責事由を要件とする例が多く、改正民法が適用される場面は例外的であると考えられる。

➤ 危険負担

契約の締結後、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなった場合、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる(民法536条1項)。

⇔ 既存の契約では「反対給付(反対債務)」は消滅すると規定される例が多いと思われるが、反対給付を履行しなくても良いという帰結に差は生じないと考えられる。「債務を履行することができなくなった」といえるか否かは、慎重に判断する必要がある。

主な支援制度の概要

No.	支援制度	主な支援内容	参照URL
1.	新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫等)	<ul style="list-style-type: none"> 直接貸付3億円(別枠) 3年間は実質無利子 	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html
2.	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)(日本政策金融公庫)	<ul style="list-style-type: none"> 直接貸付 7億2千万円 基準利率(最大3%/年) 	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html
3.	新型コロナウイルス感染症対策資金(経営安定資金 危機関連)(大阪府)	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額2億円(無担保は8,000万円) 利率1.2%/年 保証料0.8%/年 	http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html
4.	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金(大阪府)	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額2億円(無担保は8,000万円) 利率1.2%/年 保証料最大1.9%/年 	
5.	セーフティネット保証4号・5号(信用保証協会)	<ul style="list-style-type: none"> 4号: 一般枠とは別枠で最大2.8億円の債務保証(100%) 5号: 一般枠とは別枠で最大2.8億円の債務保証(80%) 	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm (4号) https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm (5号) https://www.cgc-osaka.jp/consult/inquiry/ (大阪信用保証協会)
6.	雇用調整助成金の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当・賃金等の一部助成 	https://www.mhlw.go.jp/content/000606555.pdf
7.	厚生年金保険料等の猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険料等の支払の一時猶予 	https://www.nenkin.go.jp/service/kouunen/jigyounushi/sonota/20120330-02.html

※ 各支援制度の申請・利用に当たり、一定割合の売上減少や売上げ回復の見込み、市町村長の認定等の要件が定められています。詳細は、各支援主体までお問合せいただくようお願い致します。

この資料は、一般に有益と思われる情報を提供するために作成されたものであり、受領者に対して法的助言その他のアドバイスを提供することを目的としたものではありません。内容の正確性及び妥当性には注意しておりますが、この資料に依拠してしたことによって利用者には何らかの損害、損失、費用又は負担が生じた場合であっても、作成者は一切の責任を負いません。具体的な取引の実行、交渉、意思決定等に当たっては、事前に専門家の助言を得るようお願い申し上げます。